

インフルエンザワクチン接種補助のご案内

接種者の皆様へ

健康保険組合では、加入者の疾病予防と重症化防止のため、インフルエンザワクチン接種に補助を行っています。愛知県内での「接種補助券」利用とともに、愛知県外での補助金申請(償還払い)にも対応できる接種券面の書式となっています。

接種補助券が利用できない医療機関で接種した場合、「補助金申請書」として健保組合(事業所)に提出して下さい。

※接種補助券のない方は後日、補助金申請書と領収書を健保組合に提出して下さい。(補助金申請書はHPよりダウンロードできます)

- ▶ **有効期限** : 令和3年10月1日 ~ 令和4年1月31日
- ▶ **対象者** : 被保険者・被扶養者 接種日時時点で64歳以下
「接種補助券(表面)」に記載(「記号・番号・氏名・生年月日」等も確認下さい。)
- ▶ **健保組合補助額** : 1人あたり2,000円/回 ※2回接種の場合も1回分のみ。
※接種補助券は再発行いたしませんので取扱いには十分気をつけて下さい。

利用方法について

ワクチン接種を希望する医療機関に「予約」を行って下さい。

予約した医療機関は、「A: 愛知県内」「B: 愛知県外」どちらになりますか?

接種時に当健保の加入者であることが補助条件となります。

「A: 愛知県内」の場合

予約した医療機関が「接種補助券」の利用ができるか下記HPにて確認をお願いします。

- ① NPOあいちHP (<https://npo-aichimed.or.jp>)
- ② 健保連愛知HP (右記のQRコードよりアクセス)



「B: 愛知県外」の場合

(a) 利用できる医療機関

「接種補助券」(表面)を使用します

医療機関にて
「健康保険証」と「接種補助券(表面)」を
窓口へ提出
(ワクチン接種の実施)

健保組合補助額と接種料金の「差額」を支払う → これで終了です。
※接種料金が補助額以下の場合、自己負担はありません
※接種後に提出していただく物はありません

「接種補助券」(表面)



「補助金申請書」(裏面)



(b) 利用できない医療機関

「補助金申請書」(裏面)を使用します

医療機関にて
健康保険証を窓口にて提出(ワクチン接種の実施)
→ 接種料金の「全額」を支払う

窓口で「補助金申請書」(裏面)への接種の証明及び費用についてお尋ね下さい。(証明を依頼した場合の「文書料」の有無を確認)

文書料あり

「領収書の発行」を依頼して下さい。
(接種者、接種日、接種金額、
インフルエンザ予防接種(但書)が
明記されているもの)
補助金申請書は請求に必要です。
必ず持ち帰して下さい。

文書料なし

「補助金申請書」に
接種の証明記載を依頼
して下さい。

「補助金申請書」と「領収書」の提出

「補助金申請書」の提出

健保組合に提出して下さい。
令和4年2月11日(金)必着

→ 後日、補助金が支給されます

記載については、「文書料」が有料か無料か窓口でお尋ねください

- ▶ 文書料「有料」 → 記載不要、領収書を入手して下さい
- ▶ 文書料「無料」 → 記載を依頼して下さい